

南アルプス市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長より監査の中間報告に対する措置状況の報告があったので、当該報告に係る事項を同条同項の規定により公表する。

平成27年10月19日

南アルプス市監査委員	内 藤 希 香
同	望 月 健 二
同	浅 野 伸 二

措置状況の報告

1 受領年月日

平成27年10月5日

2 監査の種類

地方自治法第199条第6項及び第7項の規定に基づく市長の要求による監査
(中間報告)

3 監査対象

農林商工部観光商工課、南アルプス市観光協会

南ア総第10-10号
平成27年10月5日

南アルプス市監査委員
代表監査委員 内藤 希香 様

南アルプス市長 金丸 一元

南アルプス市観光協会に対しての監査対応状況（中間）
の報告について（報告）

平成27年度南アルプス市観光協会における監査指摘事項等及び対応状況に
ついては、別紙のとおり中間報告致します。

市長の要求に基づく監査の中間報告に対する措置状況報告書

農林商工 部 観光商工 課

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p><指摘事項></p> <p>1 (1)前年度歳入歳出差引額と当年度繰越金収入に相違があった。</p> <p>(2)平成 25 年度市委託「南アルプス検定・アンケート業務委託」(サマーフェスティバル事業)に不適切な事務処理があった。</p> <p>(3)平成 26 年度市委託「地産フルーツ活用スイーツ PR イベント開催業務委託」において参加者負担金の精算がされていなかった。</p>	<p>平成 25 年度末決算の不適切な出入金により繰越額を操作し 26 年度の予算書が作成されていた。これにより 26 年度末に相違が出ていた。</p> <p>⇒収支について全て捕捉するため、新たな会計ソフト(TKC 財務会計ソフト FX2)により処理を行なっている。</p> <p>なお、繰越金収入相違額については、全て判明している。</p> <p>新会計ソフト導入による仕分け作業により適正な処理を行なっている。処理後完成検査を行なうこととしている。</p> <p>同上</p> <p>なお、契約外に徴収したこの事業の参加者負担金については、架空支出分を含めて返還を求める。</p>

市長の要求に基づく監査の中間報告に対する措置状況報告書

農林商工部 観光商工課

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p><要望事項></p> <p>2(1)未熟な組織体制</p> <p>(2)事務処理の疑義</p> <p>(3)補助金、負担金等に対する認識</p> <p>(4)諸規定の不備</p> <p>(5)業務内容</p>	<p>(1)(2)については、職員の人数、組織体制、業務量等及び観光協会職員の管理体制、観光商工課と観光協会の連携体制について検討委員会において現在検討している。</p> <p>未熟な組織体制のため補助金・負担金等に関する認識の甘さがあったと考えられる。検討委員会において現在検討している。</p> <p>原案作成中。観光協会をどのような組織に再編していくか決定していく中で、11月に理事会に諮り諸規定を整備していく。</p> <p>観光協会で行う業務内容の精査、JA・商工会・完熟農園との関わり等について検討委員会において現在検討している。</p>